

令和5年11月30日

主文

後記「事実」欄第2の2記載の原処分を取り消す。

事実

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、後記第2の2記載の原処分を取り消し、障害基礎年金の支給を求めることである。

第2 事案の概要(本件再審査請求に至る経緯)

本件記録によると、請求人が本件再審査請求をするに至る経緯として、次の各事実が認められる。

1 請求人は、中等度知的障害(精神遅滞)(以下「本件傷病」という。)により障害の状態にあるとして、令和○年○月○日(受付)、厚生労働大臣に対し、障害認定日(本件においては20歳に達した日)による請求(予備的に事後重症による請求)として、障害基礎年金の裁定を請求した。

2 厚生労働大臣は、令和○年○月○日付けで、請求人に対し、提出された診断書では、20歳に達した日(平成○年○月○日)現在の本件傷病による障害の状態を認定することができないとの理由により、上記1の裁定請求を却下する旨の処分(以下「原処分」という。)をした。

なお、厚生労働大臣は、予備的な事後重症による請求について、裁定請求日における本件傷病による障害の状態は、国民年金法施行令(以下「国年令」という。)別表に定める2級の程度に該当するとして、令和○年○月○日付けで、請求人に対し、受給権を取得した年月を同年○月とする障害等級2級の障害基礎年金を支給する旨の裁定をし、請求人は、これを受給している。

3 請求人は、原処分を不服とし、標記の

社会保険審査官に対する審査請求を経て、当審査会に対し、再審査請求をした。

第3 当事者等の主張の要旨(略)

理由

第1 問題点

- 1 障害基礎年金は、障害の状態が国年令別表に定める程度(障害等級1級又は2級)に該当しなければ、支給されないこととなっている。
- 2 本件の場合、請求人は、本件傷病に係る初診日において20歳未満であり、初診日から1年6月を経過した後の平成○年○月○日に20歳に達したことについては、当事者間に争いが無いものと認められるところ、厚生労働大臣が前記「事実」欄第2の2記載の理由により原処分をしたのに対し、請求人はそれを不服としているのであるから、本件の問題点は、本件で提出されている資料によって、請求人の20歳に達した日当時における本件傷病による障害の状態(以下、これを「本件障害の状態」という。)を認定することができないと認められるかどうかということである。

第2 当審査会の判断

- 1 障害基礎年金の裁定において、その障害の状態がいかなるもので、それが国年令別表に定める程度に該当するかどうかは、受給権の発生・内容に関わる重大なことであるから、その認定は客観的かつ公正・公平に行われなければならないことはいふまでもないところである。したがって、それは、障害の状態・程度を認定すべきものとされている時期において、直接それに係る診療を行った医師(歯科医師を含む。以下同じ。)若しくは医療機関が作成した診断書、医師若しくは医療機関が、診療が行われた当時に作成された診療録等の客観性のあるいわゆる医証の記載に基づいて作成した診断書、又は、これらに準ずるものと認めることができるような証明力の高い資料によって行われなければならないものと解するのが相

当であり、国民年金法施行規則第31条が、障害基礎年金の裁定請求書には「障害の状態に関する医師又は歯科医師の診断書」を添えなければならないと定めているのも、この趣旨から出たものと解されるのである。

そして、当審査会に顕著な事実によれば、保険者は、一般的に、初診日が20歳前にある傷病に係る障害認定日（20歳に達した日）による請求については、20歳に達した日前後3月以内の現症が記載されている診断書の提出を求めることとして、障害の程度の認定を行うべき日における障害の状態は、上記の期間内の現症日における障害の状態によって認定を行うものとする旨の取扱いをしており、当審査会も、基本的にはこれを相当としてきているところである。

- 2 本件についてこれをみると、a病院b科・A医師作成の令和○年○月○日付け診断書（以下「本件診断書」という。）は、20歳に達した日（平成○年○月○日）から○年○か月後の令和○年○月○日現症の障害の状態について記載されているものであるが、「発病から現在までの病歴及び治療の経過、内容、就学・就労状況等、期間、その他参考となる事項」欄には「幼稚園時、多動が目立ち注意を受ける。小学校は普通学級に入学したが、着席状態を保てない、周りとの意思疎通が図れないなどの問題あり。読み、書きも不得手であった。高学年からは支援学級へ通級。中学、高校と支援学級に通う。高校卒業後、クリーニング会社にて洗濯物の仕分け作業等に従事。しかし作業内容に関して注意を受けた際、パニック状態になるなど、作業に集中できなくなり、人間関係の悪化を招き退職。現在は就労継続支援事業所へ通所している。・・・」、「発育・養育歴」欄には「自然分娩 幼稚園時、多動目立つ。」、「教育歴」欄には、「小学校（普通学級・特別支援学級）、中学校（特別支援学級）、高校（特別支援学校）」、「職歴」欄には「H○年○月～同年○月末 クリーニング会社

人間関係の悪化により退社」、「臨床検査」欄には「田中ビネー知能検査V（H○年○月○日施行）：39」、「備考」欄には「障害の特性により状態は月単位で変動しない。障害認定日であるH○年○月○日の状態は現在と同様であると推察する。」とそれぞれ記載されている。そして、○○県が交付した療育手帳には、「平成○年○月○日交付」、障害の程度は「Bの1」、判定年月日は「平成○年○月○日」、次の判定年月は「平成○年○月」と記載されている。

これらの事実を総合すると、請求人は、幼稚園時には多動が目立ち、小学校は普通学級に入学するも、着席状態が保てず、周りとの意思疎通が図れないなどの問題があり、読み・書きが不得手であったことから、高学年から支援学級に通級するようになり、中学、高校も支援学級に通い、高校卒業後は、クリーニング会社で洗濯物の仕分け作業等に従事するも、作業内容に関する注意を受けた際にパニック状態になるなど、作業に集中できなくなり、人間関係の悪化を招いて、わずか5か月で退社となったとされ、平成○年○月○日における田中ビネー知能検査Vにおける知能指数は「39」とされ、また、平成○年○月○日に○○県から療育手帳の交付（障害の程度は平成○年○月○日の判定では「Bの1」とされている。）を受けていることが認められ、本件診断書を作成したA医師は、本件傷病の疾病特性により障害の状態は月単位では変動せず、障害認定日である平成○年○月○日の状態は現在と同様であると推察するとの意見を述べていることが認められる。以上によれば、請求人について、20歳に達した日前後3か月以内の現症に関する診断書の提出はないものの、本件障害の状態は、本件診断書に記載された現症日の障害の状態と同程度であったことの蓋然性が高く、本件診断書により本件障害の状態を十分に判断することができるものというべきである。なお、保険者は、本件診断書を診査した結果、本

件傷病による障害の状態の程度は国年令別表に定める２級の程度に該当するとの認定を行っていることが認められる。

- ３ 以上によれば、本件障害の状態は、国年令別表に定める２級の程度に該当するから、２０歳に達した日である平成〇年〇月〇日を受給権発生日とする障害等級２級に障害基礎年金を支給すべきであり、これと趣旨が異なる原処分は、取り消されなければならない。

以上の理由によって、主文のとおり裁決する。